

国立大学法人京都大学監事監査規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(監事の業務支援)</p> <p>第8条 監査にあたっては、<u>監査室</u>が、監査に関する業務を支援するものとする。</p> <p>2 総長は、監査に関する業務を支援するため、<u>監査室</u>に必要な職員を置くものとする。</p> <p>3 監事は、必要と認めるときは、総長の承認を得て、前項の職員以外の職員に監査に関する業務の支援を求めることができる。</p> <p>4 第2項及び前項に定める職員（次条において「監事の業務の支援を行う者」という。）は、監査の実施にあたって知ることのできた秘密を漏らしてはならない。</p> <p>5 第2項の職員の勤務成績に係る評定、懲戒処分等については、監事の意見を踏まえて実施しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(監査室との連携)</p> <p>第14条 監事は、<u>監査室</u>と密接に連携を保ち、内部監査の結果を活用するよう努めなければならない。</p> <p>(他の役員等との会合)</p> <p>第15条 監事、理事、<u>監査室長</u>及び会計監査人が監査等の結果を踏まえて、本学の運営及び業務の改善について協議するため、監事の下に四者協議会を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後略)</p>	<p>(監事の業務支援)</p> <p>第8条 監査にあたっては、<u>公正調査監査室</u>が、監査に関する業務を支援するものとする。</p> <p>2 総長は、監査に関する業務を支援するため、<u>公正調査監査室</u>に必要な職員を置くものとする。</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>(同左)</p> <p>(公正調査監査室との連携)</p> <p>第14条 監事は、<u>公正調査監査室</u>と密接に連携を保ち、内部監査の結果を活用するよう努めなければならない。</p> <p>(他の役員等との会合)</p> <p>第15条 監事、理事、<u>公正調査監査担当の副学長</u>及び会計監査人が監査等の結果を踏まえて、本学の運営及び業務の改善について協議するため、監事の下に四者協議会を置く。</p> <p>2・3 (同左)</p> <p>附則</p> <p>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>